

JIS

図記号—安全色及び安全標識— 安全色の色度座標の範囲及び測定方法

JIS Z 9103 : 2018

(JSAA/JSA)

平成 30 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
(委員)	緒方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会
	小野 真理子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	木村 俊 夫	公益社団法人日本アイソトープ協会
	釘宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	利岡 和 範	日本安全靴工業会
	根岸 公一郎	株式会社千代田テクノ
	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
	播摩 吉 男	公益社団法人日本保安用品協会
	山田 崇 裕	近畿大学
	由野 友 規	建設業労働災害防止協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.8.25 改正：平成 30.4.20

官 報 公 示：平成 30.4.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 色の指定及び測定方法	3
4.1 一般材料における安全色及び対比色	3
4.2 蛍光材料における安全色	5
4.3 再帰性反射材における安全色及び対比色	7
4.4 蓄光材料における昼光下の安全色及び対比色	8
4.5 内照式安全標識における安全色及び対比色	10
4.6 信号灯における安全色	11
附属書 JA (参考) 各材料の色見本	13
附属書 JB (参考) 安全色及び対比色の意味, 並びに使用箇所及び使用例	17
附属書 JC (参考) 多様な色覚に対する配慮	19
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表	26
解 説	28

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 9103:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

図記号—安全色及び安全標識—

安全色の色度座標の範囲及び測定方法

Graphical symbols—Safety colours and safety signs— Part 4: Colorimetric and photometric properties of safety sign materials

序文

この規格は、2011年に第1版として発行されたISO 3864-4を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JDに示す。

1 適用範囲

この規格は、人への危害及び財物への損害を与える事故・災害を防止し、事故・災害の発生などの緊急時に、救急救護、避難誘導、防火活動などの速やかな対応ができるように、安全に関する注意警告、指示、情報などを視覚的に伝達表示するために、安全標識及び安全マーキング並びにその他の対象物に一般材料、蛍光材料、再帰性反射材、蓄光材料、内照式安全標識及び信号灯の安全色を使用する場合の一般的事項について規定する。さらに多様な色覚及び高齢者に配慮し、それらの人々でも容易に識別しやすい安全色について規定する（附属書JC参照）。

なお、安全色は、安全上必要な事項又は箇所を識別しやすくしようとするものであって、本来の事故・災害防止策の代用と考えるてはならない。また、鉄道、道路、河川、海事、航空などの分野で法的規制の対象となっているものはそれに従う。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 3864-4:2011, Graphical symbols—Safety colours and safety signs—Part 4: Colorimetric and photometric properties of safety sign materials (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 8716 表面色の比較に用いる常用光源蛍光ランプD₆₅—形式及び性能

JIS Z 8720 測色用の標準イルミナント（標準の光）及び標準光源

JIS Z 8722 色の測定方法—反射及び透過物体色